

墨田区手数料条例の一部を改正する条例概要

1 社会福祉法人に係る理事証明書交付手数料等の新設

事 務	名 称	額	徴収時期
社会福祉法人の理事長の職務代理に係る理事に関する証明書の交付	社会福祉法人に係る理事証明書交付手数料	1 件につき 4 0 0 円	交付申請のとき。
社会福祉法人に係る税額控除対象法人に関する証明書の交付	社会福祉法人に係る税額控除対象証明書交付手数料	1 件につき 4 0 0 円	交付申請のとき。

2 低炭素建築物新築等計画認定手数料の新設

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

建 築 物 の 区 分		額		
		適合証あり	適合証なし	
一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）		4,700 円	35,000 円	
住戸ごとの申請の場合 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額	【申請に係る戸数】			
	1 戸	4,700 円	35,000 円	
	2 戸以上 5 戸以下	9,400 円	69,000 円	
	6 戸以上 1 0 戸以下	16,000 円	97,000 円	
	1 1 戸以上 2 5 戸以下	27,000 円	137,000 円	
	2 6 戸以上 5 0 戸以下	45,000 円	197,000 円	
	5 1 戸以上 1 0 0 戸以下	82,000 円	283,000 円	
	1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下	131,000 円	385,000 円	
	2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下	170,000 円	508,000 円	
	3 0 1 戸以上	185,000 円	600,000 円	
	共同住宅等 一の建築物の申請の場合 建築物の住戸の総戸数、共用廊下等の床面積の合計及び非住宅の部分の床面積の合計のそれぞれに該当する額を合計した額 住戸ごとの申請と同時に進行する場合を含む。	【建築物の住戸の総戸数】		
		1 戸	4,700 円	35,000 円
		2 戸以上 5 戸以下	9,400 円	69,000 円
		6 戸以上 1 0 戸以下	16,000 円	97,000 円
		1 1 戸以上 2 5 戸以下	27,000 円	137,000 円
		2 6 戸以上 5 0 戸以下	45,000 円	197,000 円
		5 1 戸以上 1 0 0 戸以下	82,000 円	283,000 円
		1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下	131,000 円	385,000 円
		2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下	170,000 円	508,000 円
3 0 1 戸以上		185,000 円	600,000 円	
【共用廊下等の床面積の合計】				
3 0 0 m ² 以内		9,300 円	109,000 円	
3 0 0 m ² を超え 2, 0 0 0 m ² 以内		26,000 円	180,000 円	
2, 0 0 0 m ² を超え 5, 0 0 0 m ² 以内		80,000 円	280,000 円	
5, 0 0 0 m ² を超え 1 0, 0 0 0 m ² 以内		126,000 円	359,000 円	
1 0, 0 0 0 m ² を超え 2 5, 0 0 0 m ² 以内		160,000 円	429,000 円	
2 5, 0 0 0 m ² を超えるもの		200,000 円	500,000 円	
【非住宅の部分の床面積の合計】				

	300㎡以内	9,300円	242,000円
	300㎡を超え2,000㎡以内	26,000円	384,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	80,000円	546,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	126,000円	670,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	160,000円	789,000円
	25,000㎡を超えるもの	200,000円	900,000円
その他の建築物	【建築物の延べ面積】		
	300㎡以内	9,300円	242,000円
	300㎡を超え2,000㎡以内	26,000円	384,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	80,000円	546,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	126,000円	670,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	160,000円	789,000円
	25,000㎡を超えるもの	200,000円	900,000円

適合証...申請に係る低炭素建築物新築等計画について、所管行政庁が指定する者（適合性確認機関）が交付する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

建築物の区分		額	
		適合証あり	適合証なし
一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）		3,300円	18,000円
共同住宅等	住戸ごとの申請の場合 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額	【申請に係る戸数】	
		1戸	3,300円 18,000円
		2戸以上5戸以下	6,600円 37,000円
		6戸以上10戸以下	11,000円 52,000円
		11戸以上25戸以下	19,000円 74,000円
		26戸以上50戸以下	32,000円 108,000円
		51戸以上100戸以下	58,000円 159,000円
		101戸以上200戸以下	93,000円 221,000円
		201戸以上300戸以下	122,000円 291,000円
		301戸以上	134,000円 342,000円
	一の建築物の申請の場合 建築物の住戸の総戸数、共用廊下等の床面積の合計及び非住宅の部分の床面積の合計のそれぞれに該当する額を合計した額 住戸ごとの申請と同時に進行する場合	【建築物の住戸の総戸数】	
		1戸	3,300円 18,000円
		2戸以上5戸以下	6,600円 37,000円
		6戸以上10戸以下	11,000円 52,000円
		11戸以上25戸以下	19,000円 74,000円
		26戸以上50戸以下	32,000円 108,000円
		51戸以上100戸以下	58,000円 159,000円
		101戸以上200戸以下	93,000円 221,000円
		201戸以上300戸以下	122,000円 291,000円
301戸以上		134,000円 342,000円	
【共用廊下等の床面積の合計】			
300㎡以内	6,500円 57,000円		
300㎡を超え2,000㎡以内	18,000円 96,000円		
2,000㎡を超え5,000㎡以内	56,000円 156,000円		
5,000㎡を超え10,000㎡以内	88,000円 205,000円		
10,000㎡を超え25,000㎡以内	112,000円 247,000円		
25,000㎡を超えるもの	140,000円 290,000円		
【非住宅の部分の床面積の合計】			

含む。	300㎡以内	6,500円	123,000円
	300㎡を超え2,000㎡以内	18,000円	198,000円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	56,000円	290,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	88,000円	361,000円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	112,000円	427,000円
	25,000㎡を超えるもの	140,000円	491,000円
	その他の建築物	【建築物の延べ面積】	
300㎡以内		6,500円	123,000円
300㎡を超え2,000㎡以内		18,000円	198,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以内		56,000円	290,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内		88,000円	361,000円
10,000㎡を超え25,000㎡以内		112,000円	427,000円
25,000㎡を超えるもの		140,000円	491,000円

手数料の徴収時期等

は認定申請のとき、 は変更認定申請のとき。

申請の際、建築基準法に基づく建築確認申請等の申出があったものについては、当該建築確認申請手数料等と同額の金額を併せて徴収する。

3 施行期日等

本年4月1日

